

安全協定第 9 条で規定する L C O 逸脱事象

●島根原子力発電所 2 号機 運転上の制限の逸脱の訂正について

1 2 月 1 2 日、起動試験中の島根原子力発電所 2 号機（沸騰水型、定格電気出力 8 2 万キロワット）において、原子炉水位計のうち、重大事故等発生時に使用する水位計が上限値を超え、監視できなくなったことから、中国電力㈱は同日 1 1 時 2 1 分、原子炉施設保安規定に定める運転上の制限※¹を満足しない状態であると宣言。

その後、当該水位計が監視可能な状態となったことから、1 2 時 2 0 分、運転上の制限を満足しない状態から復帰。

本事象は、当該水位計が計測範囲の上限を超える値を示したことを踏まえて、計器の異常が疑われたことから監視不能な状態であると判断していたが、その後、当該水位計は、原子炉再循環系ポンプ※²に流れる炉水の流量を増加させた際に計測範囲の上限を超える値を示すものであることから正常動作の範囲内であり、保安規定の運転上の制限を満足していない状態には至っていなかったことを確認。

このことから、1 8 時 2 0 分に、運転上の制限の逸脱に係る判断を訂正。

※ 1 保安規定第 65 条（65-13-1）で規定する運転上の制限では、重大事故等発生時に使用する原子炉水位等の主要パラメータが監視可能な状態（正常に動作する状態）である必要がある

※ 2 原子炉再循環系ポンプに流れる炉水の流量を増減させることにより、原子炉出力を制御する系統。当該水位計は、原子炉再循環系ポンプの圧力を測定することで原子炉水位を計測する

(中国電力㈱公表済)

《 県の対応 》

1 2 月 1 2 日 1 4 時 1 5 分より、島根原子力発電所構内において、松江市と合同で立入調査を実施

①現場状況の確認

- ・中国電力㈱職員から、水位計指示値の変動の状況及び推定原因（機器の故障によるものではなく、原子炉再循環ポンプの流量変動に伴う正常な動作）について説明を聴取。

②環境等への影響の有無の確認

- ・発電所の排気筒モニタ、放水路水モニタ及び敷地境界モニタリングポストの値を確認し、平常の値であり環境への影響がないことを確認。

③県の対応

- ・再発防止のための対応を十分に検討するよう口頭で要請